

# 緑地率を緩和しました！

## ■田村市の緑地率の緩和について

本市では、工場用地の効率的な活用及び緑地等の設置費用の負担軽減と企業立地の促進を図るため、工場立地法により設置が義務付けられている緑地等の面積率を「田村市工場立地法準則条例(令和2年3月19日施行)」により緩和しました。

区域の範囲		改正前	→	改正後
		環境施設面積率 (うち緑地面積率)		環境施設面積率 (うち緑地面積率)
都市計画区域	準工業地域	25%以上 (20%以上)		15%以上 (10%以上)
	工業専用地域 工業地域 用途地域の定めのない地域	25%以上 (20%以上)		10%以上 (5%以上)
都市計画区域外の地域				

## ■工場立地法の概要

目的	工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とする。
対象工場	◆業種：製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業(水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く) かつ ◆規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上 → <b>特定工場</b>
届出義務	生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県、市に対し届出。(届出から90日間は着工不可。但し、自治体の判断で短縮可。)

### 準則の内容

※都道府県及び市は、国が定める準則に代えて、地域の実情に応じ、準則の制定が可能。

**工場敷地**

緑地

工場施設

環境施設 (噴水・運動場等)

その他 (駐車場、事務所等)

緑地

**国が定める準則**

- 【生産施設面積】  
(物品の製造施設・加工修理施設)  
: 業種により敷地の30%~65%以内  
国が一律に策定
- 【環境施設面積】  
(周辺の地域的生活環境の保持に寄与するもの)  
: 緑地も含め敷地の25%以上必要  
環境施設  
= 緑地 + 緑地以外の環境施設  
<緑地以外の環境施設とは>  
緑地に類するもの: 噴水、運動場等
- 【緑地面積】  
(樹木や地被植物が生育する土地)  
: 敷地の20%以上必要

**地方自治体が定める準則**

都道府県・市は、条例により、地域の実情に合わせて、国の定める範囲内において、**緑地及び環境施設**の割合を独自に策定が可能。

<国が定める範囲>

- 環境施設(含む緑地) 敷地の10%~35%
- 緑地 敷地の5%~30%

勧告・変更命令 罰則	準則に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。
------------	--